

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第44号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び様式の表示並びに追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正後部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号。以下「条例」という。）の<u>施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（入居の申込書等）</p> <p>第2条 条例第6条第1項の県営住宅入居申込書の様式は、次の各号に掲げる入居の申込みの区分に応じ、それぞれ当該各号に<u>定めるとおりとする。</u></p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>2 前項第1号の入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<u>ただし、第2号に掲げる書類については、提示すれば足りる。</u></p> <p>（1）入居申込者及び条例第5条第1項第1号に規定する親族（以下「同居親族」という。）の市町村長又は税務署長の所得証明書</p> <p>（2）～（5） 略</p> <p>（6）<u>誓約書（様式第4号の2）</u></p> <p>（7） 略</p> <p>3～5 略</p> <p>（優先的に選考して入居させる者の要件）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年<u>12月</u>鳥取県条例第49号。以下「条例」という。）を<u>施行するため必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（入居の申込書等）</p> <p>第2条 条例第6条第1項の<u>規定による</u>県営住宅入居申込書の様式は、次の各号に掲げる入居の申込みの区分に応じ、それぞれ当該各号に<u>掲げるとおりとする。</u></p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>2 前項第1号の入居申込書には、次に掲げる書類を添付（第2号に掲げる書類に<u>あつては提示</u>）しなければならない。</p> <p>（1）入居申込者及び条例第5条第1号に規定する親族（以下「同居親族」という。）の市町村長又は税務署長の所得証明書</p> <p>（2）～（5） 略</p> <p>（6） 略</p> <p>3～5 略</p> <p>（優先的に選考して入居させる者の要件）</p>

第3条の2 条例第7条第4項第5号の規則で定める要件は、60歳以上の者で同居親族が次の各号のいずれかに該当するもの又は同居親族がないものであることとする。

(1)～(4) 略

2 条例第7条第4項第6号の規則で定める要件は、令第6条第1項第2号又は第3号に掲げる者であることとする。

(低額所得者の収入の基準)

第3条の3 条例第7条第4項第8号の規則で定める収入の基準は、1万円以下とする。

(家賃の減免の基準)

第8条 略

2 前項の入居者に対する減額後の家賃は、次に掲げる額とする。

(1)～(3) 略

3 生活保護法による保護を受けている入居者に対する減額後の家賃は、前項の規定にかかわらず、その保護を行うに際して算定の基礎となった家賃に相当する額とする。

4 略

5 条例第21条第3項又は第21条の3第3項において準用する条例第12条の規定による家賃又は金銭(以下「収入超過者家賃等」という。)の減免は、次の各号のいずれかに該当する入居者に対して行うものとする。

(1) 自己、同居者又は扶養親族が長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった入居者で、療養費用を収入から控除した額が条例第5条第1項第2号に規定する金額以下となるもの

(2) 略

6 略

様式第1号(第2条関係)

県営住宅入居申込書

職 氏 名 様

次のとおり県営住宅に入居したいので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は私若しくは私に係る同条例第5条第1項第1号に規定する親族が暴力団

第3条の2 条例第7条第4項第5号の知事が定める要件は、60歳以上の者で同居親族が次の各号のいずれかに該当するもの又は同居親族がないものであることとする。

(1)～(4) 略

2 条例第7条第4項第6号の知事が定める要件は、令第6条第1項第2号又は第3号に掲げる者であることとする。

(低額所得者の収入の基準)

第3条の3 条例第7条第4項第8号の知事が定める収入の基準は、1万円以下とする。

(家賃の減免の基準)

第8条 略

2 前項の入居者に対する減額後の家賃は、次の各号に掲げる額とする。

(1)～(3) 略

3 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている入居者に対する減額後の家賃は、前項の規定にかかわらず、その保護を行うに際して算定の基礎となった家賃に相当する額とする。

4 略

5 条例第21条第3項又は第21条の3第3項において準用する条例第12条の規定による家賃又は金銭(以下「収入超過者家賃等」という。)の減免は、次の各号の一に該当する入居者に対して行うものとする。

(1) 自己、同居者又は扶養親族が長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった入居者で、療養費用を収入から控除した額が条例第5条第2号に掲げる金額以下となるもの

(2) 略

6 略

様式第1号(第2条関係)

県営住宅入居申込書

職 氏 名 様

次のとおり県営住宅に入居したいので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。

員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは、申込みを無効とされ、又は入居の決定を取り消されても異存ありません。

年 月 日

略

略

略 - 略 ÷ 12 = 略

略

略

備考 略

様式第3号（第2条関係）

県営住宅変更入居申込書

職 氏 名 様

下記のとおり入居変更したいので、申し込みます。

年 月 日

郵便番号

住 所

申込者 団地第 号

氏 名

(電話)

記

略

様式第4号（第2条関係）

県営住宅入居替申込書

職 氏 名 様

下記の理由により相互に入れ替わることが双方の利益となるので、県営住宅の入居替えを申し込みま

年 月 日

略

略

略 - 略 ÷ 12 = 略

略

略

備考 略

様式第3号（第2条関係）

県営住宅変更入居申請書

職 氏 名 様

下記のとおり入居変更したいので、申し込みます。

年 月 日

郵便番号

住 所

申込者 団地第 号

氏 名

(電話)

記

略

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

様式第4号（第2条関係）

県営住宅入居替申込書

職 氏 名 様

下記の理由により相互に入れ替わることが双方の利益となるので、県営住宅の入居替えを申し込みま

す。

年 月 日

郵便番号
住 所
申込者 団地第 号
氏 名
(電話)
郵便番号
住 所
申込者 団地第 号
氏 名
(電話)

記

入居替えの理由

様式第4号の2 (第2条関係)

誓約書

私たちは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは、県営住宅を明け渡すことを誓約します。

また、暴力団員であるか否かを確認するための照会が鳥取県警察本部に対してなされることに同意します。

年 月 日

住 所
氏 名

備考 申込者(申請者)及び同居者(同居予定者も含む。)の連名によること。

様式第7号(第5条関係)

略

請 書

す。

年 月 日

郵便番号
住 所
申込者 団地第 号
氏 名
(電話)
郵便番号
住 所
申込者 団地第 号
氏 名
(電話)

記

入居替えの理由

備考 氏名を自署する場合には、その押印を省略することができます。

様式第7号(第5条関係)

略

請 書

職 氏 名 様

年 月 日付第 号で入居の
決定を受けた下記県営住宅の入居に当たり、別記諸
条項を堅く遵守し、誠実に履行することをお請けし
ます。

なお、連帯保証人は、この請書による私の一切の
債務についてその債務を負います。

年 月 日

入居者 住所
氏名 (印)
連帯保証人 住所
氏名 (印)
入居者との関係

記

県営住宅 団地第 号

添付書類 略

別記

1 及び 2 略

3 入居者の保管義務等について

入居者又は同居の親族は当該県営住宅の使用に
当たり、善良な注意を払いこれを正常な状態で維
持管理するほか、次の行為を行ってはならない。
ただし、(1)、(2)、(9)又は(10)に掲げる行為
については、知事の承認を得た場合は、この限り
でない。

(1)~(3) 略

(4) 暴力団員の住居として使用させる行為(自
らが暴力団員となって使用する行為を含む。)

(5) 県営住宅の敷地内における次に掲げる行為
であって、他の入居者若しくは周辺地域の住民
の日常生活に支障を生じさせ、又は著しく他人
に迷惑を及ぼすこととなるもの

ア 動物の飼育(食物その他の物を意図的に放
置し、動物を呼び寄せる行為を含む。)

イ 連続的若しくは断続的に騒音、振動又は悪
臭を発生させること。

ウ 汚物、廃棄物その他生活環境の保全上の支

職 氏 名 様

年 月 日付第 号で入
居の決定を受けた下記県営住宅の入居に当たり、別
記諸条項を堅く遵守し、誠実に履行することをお請
けします。

なお、連帯保証人は、この請書による私の一切の
債務についてその債務を負います。

年 月 日

入居者 住所
氏名 (印)
連帯保証人 住所
氏名 (印)
入居者との関係

記

県営住宅 団地第 号

添付書類 略

別記

1 及び 2 略

3 入居者の保管義務等について

入居者又は同居の親族は当該県営住宅の使用に
当たり、善良な注意を払いこれを正常な状態で維
持管理するほか、次の行為を行ってはならない。
ただし、(1)(2)(6)(7)については、知事の承
認を得た場合は、この限りでない。

(1)~(3) 略

(4) 周辺の環境を乱し、又は迷惑を及ぼす行為
をすること。

障を生じさせるおそれのある物を捨て、又は放置すること。

(6) 他の入居者若しくは周辺地域の住民に対する次の行為であって、人の生命、身体若しくは財産に害を与え、又は人に著しい迷惑を及ぼすこととなるもの

ア 粗野又は乱暴な言動をすること。

イ 威力を用い、又は示すこと。

ウ 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用をき損し、又はその業務を妨害すること。

エ 火災、漏水その他の事故を繰り返して発生させること。

(7) (4)から(6)までに掲げるもののほか、県営住宅における安全かつ平穏な生活の維持を著しく阻害する行為。

(8) 略

(9) 略

(10) 略

4～7 略

8 その他

1から7までに定めるもののほか条例、公営住宅法（昭和26年法律第193号）、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）等の関係法令の諸規定を遵守するものとする。

様式第10号（第6条の2関係）

県営住宅同居承認申請書

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅に同居させたいので、申請します。

なお、新たに同居させようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは、同居の承認を取り消されても異存ありません。

年 月 日

郵便番号

住 所

(5) 略

(6) 略

(7) 略

4～7 略

8 その他

1から7までに定めるもののほか条例、公営住宅法（昭和26年法律第193号）、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年12月鳥取県規則第70号）等の関係法令の諸規定を遵守するものとする。

様式第10号（第6条の2関係）

県営住宅同居承認申請書

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅に同居させたいので、申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 団地第 号
氏 名
(電話)

記

略

添付書類 1 及び 2 略
3 誓約書 (様式第 4 号の 2)

様式第 10 号の 3 (第 6 条の 3 関係)
県営住宅入居承継承認申請書

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅の入居の承継をしたいので、申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 団地第 号
氏 名
(電話)

記

略

添付書類 1 ~ 3 略
4 誓約書 (様式第 4 号の 2)

様式第 10 号の 4 の 2 (第 6 条の 3 の 2 関係)
県営住宅暫定居住承認申請書

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅の 6 月以内の居住の承認を受けたいので、申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 団地第 号
氏 名
(電話)

申請者 団地第 号
氏 名
(電話)

記

略

添付書類 1 及び 2 略

様式第 10 号の 3 (第 6 条の 3 関係)
県営住宅入居承継承認申請書

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅の入居の承継をしたいので、申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 団地第 号
氏 名
(電話)

記

略

添付書類 1 ~ 3 略

様式第 10 号の 4 の 2 (第 6 条の 3 の 2 関係)
県営住宅暫定居住承認申請書

職 氏 名 様

下記のとおり県営住宅の 6 月以内の居住の承認を受けたいので、申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 団地第 号
氏 名
(電話)

記

略

添付書類 1～3 略

4 誓約書（様式第4号の2）

記

略

添付書類 1～3 略

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。